

「長崎市住宅支援リフォーム補助金」

補助金交付申請の際に必要な書類

※各様式は、市ホームページからダウンロードできます。

1 補助金交付申請書（第1号様式）

- ※ 必ず、申請者本人にて記入及び捺印して下さい。
- ※ 「交付申請額」の訂正は出来ませんので、間違えた場合は申請書の書替になります。

2 改修計画書（第2号様式）

- ※ 改修の概要については改修工事の箇所及び内容を明示すること。
- ※ 必要に応じ、施工箇所の分かる平面図等を添付すること。

3 補助対象住宅の所有者が確認できるもの（下記の（1）～（4）うちいずれか1つ）

- (1) 固定資産納税通知書（納税者住所氏名及び固定資産の課税明細部）の写し【コピー】
※令和6年6月以降申請は、令和6年度のものとする
- (2) 固定資産税家屋台帳の写し【窓口で交付されたもの】
※資産税課・各地域センター（中央地域センターを除く）（1通300円）
○発行から3か月以内のもの。
- (3) 名寄帳の写し【窓口で交付されたもの】
※資産税課・各地域センター（中央地域センターを除く）、各市民サービスコーナー（1通300円）
○発行から3か月以内のもの。
- (4) 建物登記事項証明書【窓口で交付されたもの】
※長崎地方法務局 長崎市万才町8-16 095-826-8127（1通600円）
○発行から3か月以内のもの。

4 市税の納付を確認できるもの

- (1) 完納証明書（申請者分）
※各地域センター（1通300円） ○発行から3か月以内のもの。

5 見積書

- (1) 申請者宛てであることがわかるよう姓名の記入、もしくは申請者の住所の記載が必要。
- (2) 見積日、請負者の住所、氏名、押印があるもの。
- (3) 工事を行う箇所及び内容がわかるよう項目毎に算定すること、消費税額の記載も必要。
- (4) 内訳内で10万円以上の1式表示については明細が必要。（数量、単価を明記）

6 着工前写真

- (1) 建物全体（建物がわかる外観）及び施工予定箇所（工事を行う各部分毎）の写真
- (2) 申請時に提出出来ない（屋根等）写真がある場合は、申請時に誓約書への記入が必要。
- (3) 工事内容により必要な写真があります、別添資料参照、若しくは係員へ問合せ下さい。

7 その他の提出書類（該当する場合のみ）

- (1) 手続を代理人が行う場合
※委任状（第3号様式）
- (2) 住宅を所有する予定の者（要綱第2条第2号）
※売買契約書の写し等（完了時に建物登記事項証明書の提出が必要です。）
- (3) 住宅の所有者が死亡しており未相続の場合
※戸籍謄本（・所有者の死亡が確認（所有者名で戸籍を請求してください）出来て所有者と申請者の続柄がわかるもの）
○発行から3か月以内のもの。
- (4) 単身赴任等で所有者が補助対象住宅に居住していない場合（要綱第2条第4号）
※住宅改修工事にかかる委任状（第3号様式の2）
※補助対象住宅の所有者の住民票の写し（単身赴任先）【窓口で交付されたもの】
○発行から3か月以内のもの。
※補助対象住宅所有者と申請者の続柄が確認できる戸籍謄本
○発行から3か月以内のもの。

完了実績報告の際に必要な書類

※ 事業完了後 30 日以内又は令和 7 年 3 月 10 日のいずれか早い日までに提出

※ 様式等につきましては、交付決定通知送付時に同封します。

1 完了実績報告書（第 10 号様式）

※ 申請者の印鑑は必ず申請書と同じものを使用してください。

※ 振込口座の確認のため、**通帳のコピー等の口座が確認できる書類**を添付して下さい。
（窓口で原本をご提示いただける場合は書類の提出は不要です。）

2 工事完了証明書（第 11 号様式）

※ 施工業者の印鑑は必ず見積書と同じものを使用してください。

3 完成写真

※ 施工中、完了後の写真

（工種により異なる場合がありますので、申請時に確認してください。）

※ 写真は全てカラーで、A4に 3~4 枚プリントもしくは貼付けてください。

4 工事代金の支払がわかる書類

※ 領収書、受領書等（口座振込の場合は申請者（振込者）及び業者名（振込先）、振込額が記載された伝票のコピー）

※ 施工業者の印鑑は必ず見積書と同じものを使用してください。

5 アンケート

※ 全ての設問について記入してください。

6 その他の提出書類（該当する場合のみ）

（1）申請時に補助対象住宅に居住していなかった者

※ 住民票の写し【窓口で交付されたもの】

○発行から 3 か月以内のもの。

※ 完納証明書（申請時に市外在住の者）

（2）申請時に住宅を所有する予定であったもの（要綱第 2 条第 2 号）

※ 建物登記事項証明書

○発行から 3 か月以内のもの。

◎ その他、工事内容により「性能証明書」や「納品書の写し」等が必要な場合がありますので、別添資料を参照の上、提出漏れの無いようお願いします。